

目次

- I 平成21年度の法人税制改正点について
- II その他決算期にあたり

I 平成21年度の法人税制改正点について

4、5月は3月決算法人の決算処理時期にあたります。その決算において、平成21年度の法人税制改正点が適用となりますので、今回は特に実務に関連する改正点を取り上げます。

1 軽減税率等の時限引き下げ

中小法人等（資本金1億円以下の法人等）の所得800万円以下の金額に対する法人税の税率が、22%から18%に引き下げられています。

区分	改正前	改正後
年800万円以下	22%	18%
年800万円超	30%	30%

800万円以下の所得であれば、4%（800万円の場合は32万円）の軽減効果があります。

2 欠損金の繰戻し還付制度の復活

中小法人等に限って、欠損金の繰戻し還付制度が復活しました。

これは前年度が黒字で当年度が赤字といった場合に、前年度に納付した法人税を金銭で還付するというものです。従来通り、青色欠損金として赤字分を7年間繰越し、将来の黒字分と相殺することもできますが、還付金額は資金繰りを楽にするため多くの法人が繰戻し還付制度を選択しています。

欠損金の還付請求をするためには、青色申告であることはもちろんですが、還付をうける申告書の提出期限までに「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を提出することが要件となっています。

また、欠損金の還付請求があると、その還付理由となる欠損金額等の内容を確認するため税務調査が行われることがあります。

3 交際費の損金不算入制度の改正

交際費の定額控除限度額が、400万円から600万円に引き上げられました。これは、資本金の額又は、出資金の額が1億円以下の法人が対象となります。

法人が支出した交際費の額は、600万円に達するまで金額の90%を損金算入することができます（600万を超える場合は、600万円の10%である60万円と600万を超える金額との合計額が損金不算入額となります。）。

【計算例】

- 例1) 交際費の支出額は800万円であった
 $600万円 \times (10\%) +$
 $(800万円 - 600万円) = 260万円$
 ・ 損金不算入額 260万円
 ・ 損金算入額 540万円
- 例2) 交際費の支出額は500万円であった
 $500万円 \times 10\% = 50万円$
 ・ 損金不算入額 50万円
 ・ 損金算入額 450万円

4 棚卸資産の評価方法の見直し

評価方法から後入先出法と単純平均法がなくなりまし

5 その他の改正点

- (1) 特定の長期所有土地等の所得特別控除制度の創設
- (2) 土地等を先行取得した場合の圧縮記帳制度の創設
- (3) 外国子会社配当及び外国源泉税等の益金不算入制度の創設
- (4) エネルギー需要構造改革推進投資促進税制における即時償却制度の創設
- (5) 試験研究を行った場合の特別税額控除制度の改正
- (6) 事前確定届出給与の届出手続きの見直し

II その他決算期にあたり

1 役員給与（定期同額給与・事前確定届出給与）の検討

平成 18 年の税制改正により役員報酬・役員賞与とよばれていたものが税法上「役員給与」という一本化された取り扱いとなり、定期に定額で支給されていた役員報酬については、そのうちの「定期同額給与」とされました。

3 月決算法人については、定期同額給与の改定は定時株主総会等をもって 6 月末までに行わなければなりません。その後については、以下の要件に該当しなければ、定期同額とされる以外の部分については損金不算入となります。

【増額の場合】

役員の地位、職務内容の変更、その他これら

に類する事由

- 例) ・社長が退任したことにより臨時株主総会によって他の取締役が社長に就任した
- ・合併により取締役の職務内容が大幅に変更となった

【減額の場合】

業績悪化事由によるもの、資金繰りや業績目標に達しなかったことによる事由は含まない

- 例) ・銀行との返済計画繰延協議において役員給与を減額せざるを得ない場合
- ・業績が著しく悪化し取引先等との信頼関係維持の必要性から経営改善計画が策定されていてこれに減額が盛り込まれている

「役員給与」のうち「事前確定届出給与」は、平成 18 年改正前に絶対的に損金不算入とされていた役員賞与について、事前に届出ることにより役員へのいわゆる一時金が損金算入となります。通常、定時株主総会による決議から 1 カ月以内に所轄税務署長へ届出ることとなります。

役員給与については、定額の支給額と一時金の検討を決算後に行いましょう。

2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止（注：3 月期決算法人は適用）

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度が平成 22 年度の法人税制改正において廃止となりました。この規定の適用時期は、平成 22 年 4 月 1 日以後終了事業年度となっていますので、平成 22 年 3 月期決算法人は、この制度の適用があります。ご注意ください。

今年は寒く、仙台での桜の見頃は平年より 1 週間ほど遅れています。さて、「桜切る馬鹿、梅切らぬ馬鹿」という言葉があります。これは、桜は切ってしまうと、そこから腐り病気になるやすい、一方、梅は切らないと枝が伸びて樹形が悪くなり花や実の付きが悪くなるということから、「木（相手）によって対応を変えなければなりませんよ、違う結果がでてしまいますよ」ということを云っています。そばでいつまでも鑑賞したい桜ですが、折ってはいけませんね。